

第1 総論

1 趣旨

この埼玉県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、条例第2条第1号に規定する対象事業又は埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年埼玉県規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される条例第4条第1項に規定する都市計画対象事業（以下「対象事業等」という。）の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために一般的に必要と認められる調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の項目並びに対象事業等の実施による影響を明らかにするための合理的な調査等の技術的方法（以下「方法」という。）並びに環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する事項を定めるものである。

2 基本的事項

- (1) 条例第2条第2号に規定する事業者及び条例第31条第1項に規定する都市計画決定権者（以下「事業者等」という。）は環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）を実施するに当たっては、対象事業等の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業等実施区域及びその周囲の社会的自然的状況（以下「地域特性」という。）を勘案した上、技術指針に従って調査等の項目及び方法を選定し、並びに環境保全措置を検討するものとする。

技術指針は、常に科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

- (2) 環境影響評価の対象とする調査等の項目の範囲

環境影響評価の対象とする調査等の項目の範囲は、原則として別表1に掲げる調査・予測・評価の項目の範囲とする。

事業者等は、事業特性及び地域特性を勘案した上、別表1に掲げる調査・予測・評価の項目の中から調査等の項目を選定するものとする。

また、事業者等は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表1に掲げられていない項目への影響が及ぶおそれがあると認められる場合は、必要に応じ当該項目を調査等の項目として選定するものとする。

- (3) 環境影響評価の対象とする環境影響要因の範囲

対象事業等の実施に伴う環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下「環境影響要因」という。）の範囲は、当該対象事業等に係る工事の実施、工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「存在」という。）及び当該土地又は工作

物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「供用」という。）とする。

(4) 環境影響評価を実施する時期

環境影響評価を実施する時期は、対象事業等の計画がおおむね特定され、かつ、当該計画の変更が可能な時期とする。ただし、環境保全措置に関する事項の検討については、当該計画の策定過程のできる限り早期の段階から検討するものとする。

(5) 環境影響評価の実施に当たっての基本方針

事業者等は、対象事業等の計画の策定に当たっては、環境への負荷並びに地域環境及び地球環境の保全への配慮の観点から、埼玉県環境基本条例（平成6年埼玉県条例第60号）、埼玉県環境基本計画等の内容と当該対象事業等の計画の内容との整合を図るものとする。

また、事業者等は、条例第3条に定めるところにより、環境影響評価等の各段階において、対象事業等の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮を適正に行うものとする。

3 環境影響評価等の手順

(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順

条例第4条第1項に規定する環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 地域特性の把握

事業者等は、調査等の項目及び方法の選定並びに環境保全措置の検討を行うために必要な範囲内において、次に示す地域特性の把握のための調査を行うものとする。

(ア) 地域特性の把握のための調査項目

地域特性の把握のための調査項目は、別表2に掲げる社会的状況及び自然的状況に係る調査項目とする。

(イ) 地域特性の把握のための調査方法

地域特性の把握のための調査方法は、入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存資料」という。）の収集による方法とし、必要に応じて現地踏査の実施又は県、市町村、専門家その他の地域特性に関する知見を有する者からの聞き取り調査による方法とする。

(ウ) 地域特性の把握のための調査結果の整理

地域特性の把握のための調査結果の整理は、当該地域の社会的状況及び自然的状況について別表2に掲げる調査項目ごとに整理するものとする。

イ 環境の保全についての配慮事項等の検討及び明確化

事業者等は、事業特性及びアにより把握した地域特性を踏まえ、4(1)及び(2)に基づき、環境の保全についての配慮事項等について検討し、当該検討の結果及び経過を明らかにすることができるよう整理するものとする。

ウ 調査等の項目の選定

事業者等は、調査等の項目の選定に当たっては、次に示す手順により行うものとし、対象事業等の実施により受けるおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

(ア) 環境影響要因の把握

事業特性を勘案し、別表3に掲げる環境影響要因を基準として検討し、対象事業等に係る環境影響要因を把握する。

(イ) 環境への影響の発生過程等の検討

地域特性を勘案し、(ア)により把握した環境影響要因による環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討する。

(ウ) 調査等の項目の選定

(ア)及び(イ)を踏まえ、別表3に示す項目（以下「別表3の項目」という。）に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより調査等の項目を選定する。

(エ) 調査等の項目の削除

別表3の項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合に項目の削除を行う。

(オ) 調査等の項目の追加

別表3の項目以外の項目に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合に項目の追加を行う。

(カ) 専門家の助言

調査等の項目の削除又は追加は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行う。

(キ) 選定項目の名称等

調査等の項目として選定した項目（以下「選定項目」という。）に係る具体的な物質名、保全すべき種の名称、場所等を可能な限り明らかにすることができるよう整理する。

エ 調査等の方法の選定

事業者等は、調査等の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

(ア) 事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目ごとに第2各論に定める方法を基準として選定するものとする。

(イ) 調査等の方法を選定するに当たり、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ第2各論に定める方法より詳細な調査等の方法を選定するものとする。

a 事業特性により、調査等の項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

b 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が調査等の項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

- (a) 当該項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - (b) 当該項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - (c) 当該項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- (ウ) 調査等の方法を選定するに当たり、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ第2各論に定める方法より簡略化された調査等の方法を選定するものとする。
- a 調査等の項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - b 対象事業実施区域又はその周囲に、調査等の項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - c 類似の事例により調査等の項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - d 調査等の項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、第2各論に定める方法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。
- (エ) 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成14年3月27日知事決裁）に基づく戦略的環境影響評価を実施している事業については、戦略的環境影響評価の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

オ 調査の方法

事業者等は、対象事業等に係る環境影響評価の調査の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (ア) 次に掲げる調査内容等に留意し、必要な調査の方法を選定すること。
- a 調査内容は、選定項目に係る環境の状況並びに気象、水象その他の自然的状況及び人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する内容とし、選定項目の予測及び評価に必要なものとする。
 - b 調査方法は、既存資料の収集又は現地調査による方法とし、法令等により調査、測定等の方法が定められている場合は、これを踏まえた適切な方法とする。
 - c 調査地域は、調査対象の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業等の実施により環境の状況が一定程度以上変化する地域又は環境が直接改変を受ける地域及びその周辺とし、調査地域の設定に当たっては、必要に応じ概略の環境影響を検討する。

また、調査地点は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の環境の状況を代表する地点又は環境影響の予測及び評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を

設定する。

- d 調査期間及び頻度は、調査内容を適切かつ効果的に把握することができる期間及び頻度とする。季節の変動の状況を把握する必要がある内容の調査については、当該変動の状況が適切に把握することができる期間とする。

(イ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査の方法を選定すること。

カ 予測の方法

事業者等は、対象事業等に係る環境影響評価の予測の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

(ア) 次に掲げる予測内容等に留意し、必要な予測の方法を選定すること。

- a 予測内容は、選定項目に係る環境の状況の変化又は環境への負荷の量を把握することとする。
- b 予測方法は、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に予測内容を把握することができる方法（定量的に把握することが困難な場合にあつては、定性的に予測内容を把握することができる方法）とする。
- c 予測の前提となる条件（以下「予測条件」という。）は、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な条件を設定する。
- d 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、事業特性及び地域特性を勘案し、調査地域のうちから適切に設定する。

予測の対象とする地点（以下「予測地点」という。）を設定する場合は、選定項目の特性に応じ保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域の環境影響を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点その他の保全すべき対象への環境影響を的確に把握することができる地点を設定する。

- e 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。
 - (a) 工事の実施による環境影響については、当該環境影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯とする。
 - (b) 存在による環境影響については、工事終了後一定期間を経過し、環境影響がほぼ一定になる時期とする。ただし、当該土地等の存在による環境影響がほぼ一定になるまでに長期間を要する場合には、必要に応じ中間的な時期に補足的に予測を行う。
 - (c) 供用による環境影響については、供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達した時期若しくは時間帯又は供用による環境影響を的確に把握

することができる時期とする。ただし、供用開始から供用に伴う事業活動等が定常的な状態に達する時期若しくは供用による環境影響を的確に把握することができる時期までに長期間を要する場合又は供用による環境影響が経時的に大きく変動する場合においては、必要に応じ中間的な時期又は時間帯に補足的に予測を行う。

- (イ) 予測方法の特徴及びその適用範囲、予測条件、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定根拠、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、その内容及び妥当性を明らかにすることができるよう整理すること。
- (ウ) 予測条件が不確定な場合にあっては、複数の予測条件を設定するなどの方法により予測を行うものとし、複数の予測条件と各予測条件に対応する予測結果とを対照することができるように整理すること。
- (エ) 当該対象事業等以外の要因によりもたらされる将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測すること。この場合において、将来の環境の状況の推定は、国、県又は市町村が有する情報を収集して推定することとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにすることができるよう整理すること。
- (オ) 新規の予測方法を用いる場合その他環境影響の予測に関する知見が十分蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案し、当該不確実性の内容を明らかにすることができるよう整理すること。

キ 評価の方法

事業者等は、対象事業等に係る環境影響評価の評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

- (ア) 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合は、評価も合成したものに基いて行うこと。
- (イ) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業等の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。
- (ウ) 国、県又は市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする方法であること。

ク 選定項目及び選定方法の整理

事業者等は、調査等の項目及び方法の選定を行ったときは、次の事項を明らかにすることができるよう整理するものとする。

- (ア) 選定項目
- (イ) 別表3の項目のうち調査等の項目として選定しなかった項目及びその理由

(ウ) 選定項目ごとの調査等の方法として選定した方法（以下「選定方法」という。）及びその理由

ケ 調査計画書の作成

事業者等は、条例第4条第1項の規定に基づき、調査計画書を作成するものとする。

(2) 環境影響評価準備書の作成に係る手順

条例第9条に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業等の計画の見直し

事業者等は、条例第7条第1項及び第8条第1項に規定する調査計画書に対する意見を勘案し、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置について見直しを行うとともに、必要に応じ対象事業等の計画の見直しを行うものとする。この場合において、対象事業等の計画の見直しは、環境への影響の回避又は低減の観点から行うものとする。

事業者等は、調査等の結果及び対象事業等の計画の見直しの状況に応じ、適宜、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置の見直しを行うものとする。

事業者等は、調査計画書の記載事項の内容を変更する必要があると認めるときは、条例第21条第1項の規定に基づき所要の手續等を行うものとする。

イ 調査の実施

事業者等は、環境影響評価に係る調査の実施に当たっては、選定項目ごとに選定方法により実施するものとする。

ウ 調査の結果の整理

事業者等は、実施した調査の結果を次により整理するものとする。

(ア) 既存資料による調査結果についてはその資料名、現地調査による調査結果については調査方法、調査地域、調査地点及び調査日時等を整理する。

(イ) 貴重な動植物の不正な捕獲、採取等を防止するため、必要に応じ種及び場所を特定することができない方法で整理する。

(ウ) 既存の長期間の調査結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該既存の調査結果と現地調査の結果とを対照することができるよう整理する。

エ 予測の実施

事業者等は、環境影響評価に係る予測の実施に当たっては、調査の結果を踏まえ、選定項目ごとに選定方法により実施するものとする。

オ 評価の実施

事業者等は、環境影響評価に係る評価の実施に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、選定項目ごとに選定方法により実施するものとする。

カ 環境保全措置の検討

事業者等は、調査等の結果を踏まえ、4(1)及び(3)に基づき環境保全措置について検討するものとする。

事業者等は、環境保全措置を講ずることとした場合は、再度予測及び評価を実施するものとする。

キ 総合評価の実施

事業者等は、次に定める内容に留意し、すべての選定項目に係る環境影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを総合的に評価するものとし、その結果を整理するものとする。

- (ア) 選定項目ごとの予測及び評価の結果並びに当該項目に係る環境保全措置が整理されていること。
- (イ) 選定項目に係る環境の状況の変化が他の選定項目に係る環境に対し環境影響要因となるおそれがあると認められる場合は、当該環境影響要因による環境影響の過程及び程度が把握され、並びに環境保全措置が検討され、及び整理されていること。
- (ウ) 選定項目に係る環境保全措置が他の選定項目に係る環境に対し環境影響要因となるおそれがあると認められる場合は、当該環境影響要因による環境影響の過程及び程度が把握され、並びに環境保全措置が検討され、及び整理されていること。

ク 事後調査の計画の策定

事業者等は、予測及び評価の結果を検証し、必要に応じ環境保全措置の追加措置（以下「追加措置」という。）を検討するため、次に定める内容に留意し、事後調査の計画を策定するものとする。

- (ア) 事後調査の計画には、次の事項を定めるものとする。
 - a 事後調査の対象とする項目（以下「事後調査項目」という。）並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由（除外する項目及びその理由にあっては、(イ)により除外する選定項目がある場合に限る。）
 - b 事後調査項目ごとの調査内容
 - c 事後調査項目ごとの調査の時期、期間、時間帯及び頻度
 - d 事後調査項目ごとの調査地点
 - e 事後調査項目ごとの調査方法
 - f 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合における対応の方針
 - g 事後調査の実施体制（事後調査の実施者、事後調査書提出までの手順、緊急時の連絡体制等）
- (イ) 事後調査項目は、すべての選定項目とする。ただし、予測の精度が高く、かつ、環境影響が軽微であると認められる選定項目については、事後調査項目から除外することができる。なお、3(1)エ(ウ)で簡略化することとした項目については、事後調査項目とすることにより、環境影響の程度を把握することが望ましい。
- (ウ) 事後調査の内容は、次のとおりとする。

- a 事後調査項目に係る環境の状況又は環境への負荷の状況
 - b 対象事業等の実施状況
 - c 環境保全措置の実施状況
- (エ) 事後調査の時期、期間及び時間帯は、原則として予測対象時期等とする。ただし、環境への影響が及ぶまでに長期間を要する場合、環境影響の程度が経時的に変動することが想定される場合等にあつては、必要に応じ一定期間の継続的監視調査を行うものとする。また、対象事業が社会情勢や経済状況等により遅れる場合には、中間的な時期にも調査を実施するものとする。
- (オ) 事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、予測地域における環境影響を代表する地点、環境影響が最も大きいと認められる地点等環境影響の把握に適切かつ効果的な地点を設定する。
- (カ) 事後調査の方法は、現地調査によることとし、選定方法に準ずるものとする。ただし、調査等の結果により簡略化することが適当であると認められるものについては、当該方法より簡略化された方法を選定することができる。
- (キ) 事後調査の結果に基づく対応方針は、環境影響の原因、追加措置及び継続的監視調査に関する検討の方針を定める。

ケ 準備書の作成

事業者等は、条例第9条の規定に基づき、準備書を作成するものとする。

(3) 環境影響評価書の作成に係る手順

条例第18条第1項に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 選定項目及び選定方法並びに環境保全措置並びに対象事業等の計画の見直し

事業者等は、条例第14条第1項及び第16条に規定する準備書に対する意見を勘案し、選定項目及び選定方法並びに環境保全措置について見直しを行うものとし、必要に応じ調査等の再実施又は対象事業等の計画の見直しを行うものとする。この場合において、対象事業等の計画の見直しは、環境への影響の回避又は低減の観点から行うものとする。

事業者等は、調査計画書又は準備書の記載事項の内容を変更する必要があると認めるときは、条例第21条第1項の規定に基づき所要の手續等を行うものとする。

イ 評価書の作成

事業者等は、条例第18条第1項の規定に基づき、評価書を作成するものとする。

(4) 事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順

条例第30条の2第1項の規定に基づく事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順は、次のとおりとする。

ア 事後調査の実施

事業者等は、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、工事中及び供用開始後の環境の状況等について事後調査を実施するものとする。

イ 事後調査の結果に基づく予測及び評価の結果の検証

事業者等は、事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証するものとする。

ウ 追加措置の検討等

事業者等は、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、事後調査の計画に記載された対応の方針に従い追加措置を検討するものとする。

事業者等は、追加措置を講ずることとした場合は、当該追加措置による効果及び環境影響について予測及び評価を行うものとし、必要に応じ環境影響の継続的監視調査の計画を策定し、当該計画に従い継続的監視調査を実施するものとする。

エ 事後調査書の作成

事業者等は、条例第30条の2第1項の規定に基づき、事後調査書を作成するものとする。

4 環境の保全のための措置に関する事項

(1) 環境保全措置の基本的考え方

ア 環境保全措置の検討

事業者等は、対象事業等に係る環境保全措置の検討に当たっては、当該対象事業等の計画の策定過程のできる限り早期の段階から適切に検討し、当該対象事業等の構想、計画及び工事並びに対象事業等実施後の施設等の供用及び維持管理の各段階において適切に検討するものとする。

イ 回避又は低減措置の優先検討

事業者等は、対象事業等に係る環境保全措置の検討に当たっては、当該対象事業等の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減させるための措置（以下「回避又は低減措置」という。）を優先して検討するものとし、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

ウ 回避又は低減措置

事業者等は、回避又は低減措置の検討に当たっては、複数の回避又は低減措置の案を比較検討し、検討の状況を整理するものとする。

エ 代償措置

事業者等は、代償措置の検討に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けて検討し、かつ、事後調査（継続的監視調査を含む。）による当該代償措置の効果の確認方法を検討するものとする。

(2) 環境影響評価調査計画書作成までの段階における環境保全措置の検討

ア 公的な計画及び指針との整合

事業者等は、対象事業等の計画策定に当たっては、県及び市町村の環境基本計画、土地利用計画等の内容と当該対象事業等の計画の内容との整合を図り、調査計画書の作成に当たっては、その検討結果を明らかにするものとする。

イ 重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域の回避

事業者等は、対象事業等の実施により重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域については、対象事業等の構想立案の早期の段階において、対象事業等の実施を予定している区域及びその周囲の環境の状況を的確に把握し、当該対象事業等の実施を予定している区域の一部又は全部を変更することにより対象事業等に伴う重大な環境影響の回避（以下「対象事業等の立地回避」という。）を検討するものとする。

事業者等は、次に掲げる重大な環境影響が及ぶおそれがあると認められる地域に該当する地域と対象事業等実施区域との位置関係を図示するなどの方法により、対象事業等実施区域の選定に係る検討の状況を明らかにすることができるよう整理するものとする。

(ア) 別表4に掲げる自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

(イ) 別表5に掲げる調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項（環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項を除く。）に關係する地域

ウ 対象事業等の立地回避が困難な場合の困難な理由の明確化

事業者等は、対象事業等の立地回避が困難な場合は、その理由（当該予定地において対象事業等を実施することが必要な理由及び対象事業等の実施区域の変更が困難な理由等）を明らかにするものとする。

エ 対象事業等の立地回避以外の回避又は低減措置の検討等

事業者等は、対象事業等の立地回避が困難な場合は、別表5に掲げる事項に係る対象事業等の立地回避以外の回避又は低減措置について検討するものとし、調査計画書作成までの段階においては具体的な検討が困難な事項については、その理由を明らかにするとともに、準備書作成までの段階において具体的な検討を行うものとする。

事業者等は、調査計画書作成後の段階においても具体的な検討が困難な別表5に掲げる事項については、その理由を明らかにするものとする。

オ 環境の改善等に係る方針の検討

事業者等は、対象事業等の実施に伴い環境改善措置を講ずることとする場合は、その方針について検討するものとする。

事業者等は、調査計画書の作成に当たっては、地域の環境の状況を明らかにした上で、環境の改善等の必要性、当該環境改善措置事業における改善等の目標、今後の計画検討の方針等を記載するものとする。

(3) 環境影響評価準備書作成までの段階における環境保全措置の検討

ア 回避又は低減措置の検討

事業者等は、対象事業等の実施に伴って重大な影響が生ずると予測された選定項目に係る環境については、(2)エの検討において準備書作成までの段階において具体的な検討を行うこととされた事項及び別表6に掲げる準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項に係る回避又は低減措置を検討するものとする。

イ 代償措置の検討

事業者等は、事業者等により実施可能な範囲内で環境影響を回避し、又は低減させることが困難であることが明らかとなった場合には、次の事項に留意して代償措置を検討するものとする。

- (ア) 代償措置を講ずる区域は、対象事業等実施区域内又はその近傍とし、創出する環境の内容は対象事業等により損なわれる環境の内容と同種のものとする。
- (イ) 代償措置の検討は、必要に応じ専門家等から技術的な助言を受けて行うこと。
- (ウ) 代償措置の効果の確認のため、事後調査を実施すること。
- (エ) 代償措置の検討は、次の事項を明らかにすることができるよう整理すること。
 - a 環境影響を回避し、又は低減することが困難な理由
 - b 対象事業等により損なわれる環境の状況（位置、種類、量等）
 - c 代償措置により創出する環境の目標（位置、種類、量等）
 - d 代償措置の妥当性（損なわれる環境の状況と創出される環境の目標との比較等）
 - e 代償措置に適用する技術の内容と効果（適応する技術に関する既存知見及び類似事例並びに新規の技術の場合は実験結果）
 - f 代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場合の環境影響の回避又は低減措置
 - g 事後調査に関する事項

(4) 事後調査の結果に基づく追加措置の実施

事業者等は、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、評価書に記載された事後調査の結果に基づく対応方針に従い、速やかに環境影響の程度が著しくなった原因を究明し、追加措置を実施するものとする。

5 調査結果の活用

調査計画書を作成する時点で、既に実施区域等の環境の特性の把握に必要な調査等と同等の調査を実施した場合は、実施した調査結果（おおむね過去5年の間に実施した調査に限る。）について調査計画書の作成に活用できるものとする。

また、この調査結果については、対象事業の実施区域等の環境の変化について検討した上で準備書の作成に活用できるものとする。

なお、この調査の実施に当たっては、あらかじめ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けるとし、調査を行った時期及び内容並びに

専門家等からの助言の内容を調査計画書又は準備書に記載するものとする。

前 文（抄）（平成15年7月11日告示第1463号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成17年9月30日告示第1831号）

平成17年10月1日から施行する。

前 文（抄）（平成21年3月31日告示第481号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成27年3月31日告示第323号）

平成27年5月29日から施行する。

前 文（抄）（平成27年10月16日告示第1158号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成30年3月30日告示第299号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成31年2月19日告示第131号）

公布の日から施行する。

別表1 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物	
		浮遊粒子状物質	
		微小粒子状物質	
		炭化水素（非メタン炭化水素に限る。以下同じ。）	
		粉じん	
		水銀等（水銀及びその化合物）	
		その他の大気質に係る有害物質等* ¹	
	騒音・低周波音	騒音	
		低周波音	
	振動	振動	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	
		特定悪臭物質* ²	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
			浮遊物質
			窒素及び燐
			水温
			水素イオン濃度
			溶存酸素量
			その他の生活環境項目* ³
			健康項目等* ⁴
		底質	強熱減量
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
			底質に係る有害物質等* ⁵
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目* ⁶	
	水象	河川等の流量、流速及び水位	
		地下水の水位及び水脈	
温泉及び鉱泉			
堤防、水門、ダム等の施設			
土壌	土壌に係る有害項目* ⁷		
地盤	地盤沈下		

	地象	土地の安定性 地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種
	植物	保全すべき種
		植生及び保全すべき群落
		緑の量
生態系	地域を特徴づける生態系	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）
		眺望景観
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場
	史跡・文化財	指定文化財等
		埋蔵文化財
	日照障害	日影の状況
	電波障害	電波受信状況
	風害	局所的な風の発生状況
	光害	人工光又は工作物による反射光
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物
		残土
		雨水及び処理水
	温室効果ガス等	温室効果ガス* ⁸
オゾン層破壊物質* ⁹		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量
備考		
<p>1 その他の大気質に係る有害物質等とは、「大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）に定める物質（浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄を除く。）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」（以下「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」という。）に定める物質、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条及び第2条の2に規定する物質（窒素酸化物を除く。）並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（以下「ダイオキ</p>		

シン類」という。)とする。

- 2 特定悪臭物質とは、悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第1条に規定する物質とする。
- 3 その他の生活環境項目とは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）別表2に定める項目（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素、磷、水素イオン濃度及び溶存酸素量を除く。）とする。
- 4 健康項目等とは、水質汚濁に係る環境基準別表1に定める健康項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正について（平成5年環水管第21号環境庁水質保全局長通知）」に定める要監視項目、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（平成29年3月環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知）」に定める農薬（健康項目及び要監視項目を除く。）及びダイオキシン類とする。
- 5 底質に係る有害物質等とは、「底質の処理処分等に係る暫定指針について（昭和49年環水管第113号環境庁水質保全局長通知）」に定める有害物質及びダイオキシン類とする。
- 6 地下水の水質に係る有害項目とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」（以下「地下水の水質汚濁に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。
- 7 土壌に係る有害項目とは、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」（以下「土壌の汚染に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。
- 8 温室効果ガスとは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスとする。
- 9 オゾン層破壊物質とは、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質とする。

別表2 地域特性の把握のための調査項目

区分	調査項目
社会的状況	人口及び産業の状況
	土地利用の状況
	河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況
	交通の状況
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
	下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況
	環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容
	その他の事項
自然的状況	大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	地形及び地質の状況
	動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況
	景観、自然とのふれあいの場の状況
	文化財その他の生活環境の状況
	一般環境中の放射性物質に係る環境の状況
	その他の事項

別表3-1 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（道路）

事業の種類		道路											
影響要因の区分		工事					存在・供用						
環境影響要因の例		建設機械等の稼働	資材運搬等の車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事に伴う工事用道路、工事ヤード等の設置	道路等の存在			工事用道路等の踏地の存在	自動車の走行	休憩所の供用		
調査・予測・評価の項目						地表式	嵩上式	掘割式又は地下式					
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	△*1	△*1							○		
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物											
		浮遊粒子状物質									○		
		微小粒子状物質									○		
		炭化水素									○		
		粉じん	○	○									
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等											
	騒音・低周波音	騒音	○	○							○		
		低周波音									△*3		
	振動	振動	○	○							○		
		臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質											
	悪臭	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量									○	
			浮遊物質			○						○	
			窒素及び磷										
			水温										
			水素イオン濃度										
			溶存酸素量										
			その他の生活環境項目										
			健康項目等										
			底質	堆熱減量									
				過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 底質に係る有害物質等									
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目											
		水象	河川等の流量、流速及び水位										
	地下水の水位及び水脈				○				○				
	温泉及び鉱泉												
	堤防、水門、ダム等の施設												
	土壌	土壌に係る有害項目											
		地盤	地盤沈下										
	土地の安定性				○		○		△*5				
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性							○	△*4	△*5			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種			△*2			○		△*2	△*2		
		保全すべき種				△*2		○		△*2			
	植物	滅生及び保全すべき群落				△*2			○		△*2		
		緑の量							△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系				△*2			○		△*2	△*2		
	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）							○				
眺望景観									○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場			△*2						△*2		
		指定文化財等							○				
	史跡・文化財	埋蔵文化財								○			
		日照阻害	日影の状況						○				
	電波障害	電波受信状況							○				
		風害	局所的な風の発生状況										
		光害	人工光又は工作物による反射光										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物									○		
		残土				○							
	雨水及び処理水												
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○					○	○		
	オゾン層破壊物質												
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*6	△*6	△*6	△*6							

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

- *1：都市的地域（市街化が進行している地域又はこれに準ずる地域。以下同じ。）の場合
- *2：自然的地域（森林、湿地等多様な生物が生息・生育する地域その他自然環境の豊かな地域。以下同じ。）の場合
- *3：高架式で大型車の交通量が多い場合
- *4：盛土式の場合
- *5：掘割式の場合
- *6：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(ダム又は放水路)

事業の種類		ダム又は放水路															
影響要因の区分		環境影響要因の例										存在・供用					
		ダム					放水路					ダム					
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	ダムの躯体等の工事	取石の採取	道路の付替え工事	工事用道路等の設置工事	建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	放水路等の工事	ダムの躯体等の存在	付替え道路等の存在	取石採取等の存在	工事用道路跡地等の存在	貯水池の存在	ダムの放水	放水路の存在・供用
調査・予測・評価の項目																	
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物							△*1	△*1								
	二酸化硫黄又は硫酸酸化物																
	浮遊粒子状物質																
	微小粒子状物質																
	炭化水素																
	粉じん	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	水銀等(水銀及びその化合物)																
	その他の大気質に係る有害物質等																
	騒音・振動	騒音	○	○	△*2					○	○						
		低周波音			△*2												
	振動	○	○	△*2													
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度																
	特定悪臭物質																
環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量													○		
		浮遊物質			○	○	○	○		○					○		○
		濁度及び色													○		
		公共用水域の水質													○		
		水質イオン濃度			○												
	底質	溶解酸素量													○		
		貯留酸素量													○		
		その他の生活環境項目															
		健康項目等															
		短熱減量															
水象	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量																
	底質に係る有害物質等																
	地下水の水質に係る有害項目															○	
土壌	地下水の流量、流速及び水位			○						○	○				○	○	
	地下水の水位及び水質										○				○	○	
地盤	温床及び温泉																
	堤防、水門、ダム等の施設															○	
地象	土壌に係る有害項目																
	地盤沈下															○	
動物	土地の安定性			○	○	○				○	○	○					
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)											○				○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	表土の状況及び生産性																
	動物	保全すべき種			○				△*3	○		○			○	○	
生態系	保全すべき種			○	○	○	○			○		○			○	○	
	種生及び保全すべき群落			○	○	○	○			○		○			○	○	
景観	緑の量															△*1	
	地味を特徴づける生態系			○					△*3			○			○	○	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)													○		○	
	歴史景観													○		○	
日照障害	自然とのふれあいの場			○						○		○			○	○	
	自然とのふれあいの場																
電波障害	歴史・文化財													○		○	
	増進文化財													○		○	
風害	日照の状況																
	電波受信状況																
光害	日照の状況																
	電波受信状況																
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	風害	局所的な風の発生状況															
	光害	人工光又は工作物による反射光															
一般環境中の放射性物質について調査・予測及び評価されるべき項目	放射線の量																
	放射線の量																

○：標準的に測定する項目 △：事業特性、地域特性により測定する項目
 *1：都市的地域の場合
 *2：大規模な築造工事のある場合
 *3：自然的地域の場合
 *4：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-3 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（鉄道・軌道）

事業の種類		鉄道・軌道										
影響要因の区分		工事					存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械 の稼働	資材運搬 等の車両 の走行	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	工事用道 路、工事 ヤード等 の設置	鉄道施設の存在			列車の走 行	駅舎等の供用 (駅周辺の交 通量の増加を 含む。)		
調査・予測・評価の項目						地表式	高上式	掘割式又 は地下式				
環境の良好な状態の 保持を旨として調 査、予測及び評価さ れるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	△*1	△*1							△*4	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物										
		浮遊粒子状物質										
		微小粒子状物質										
		炭化水素										
		粉じん	○	○								
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等										
	騒音・低周 波音	騒音	○	○						○	△*4	
		低周波音								△*3		
		振動	○	○						○		
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度										
		特定悪臭物質										
	水質	公共用水 域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学 的酸素要求量									○
			浮遊物質			○						
			窒素及び磷									
			水温									
			水素イオン濃度									
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目									
		健康項目等										
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる 酸素消費量									
	底質に係る有害物質等											
	地下水の 水質	地下水の水質に係る有害項目										
		河川等の流量、流速及び水位										
		地下水の水位及び水脈 温泉及び鉱泉			○				○			
	水象	堤防、水門、ダム等の施設										
		土壌に係る有害項目										
	土壌	地盤沈下										
	地象	土地の安定性			○		○			△*6		
地形及び地質（重要な地形及び地質を 含む。）								○				
表土の状況及び生産性						○	△*5	△*6				
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系 的保全を旨として調 査、予測及び評価さ れるべき項目	動物	保全すべき種		△*2			○		△*2	△*2		
		保全すべき種			△*2		○					
	植物	植生及び保全すべき群落			△*2			○				
		緑の量						△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系		△*2			○		△*2	△*2			
人と自然との豊かな ふれあいの確保及び 快適な生活環境の保 全を旨として調査、 予測及び評価される べき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的 景観資源）					○					
		眺望景観					○					
		自然とのふれあいの場		△*2				○		△*2		
	史跡・文化 財	指定文化財等							○			
		埋蔵文化財							○			
		日照障害	日影の状況					○				
		電波障害	電波受信状況					○				
		風害	局所的な風の発生状況									
		光害	人工光又は工作物による反射光									
		環境への負荷の量の 程度により予測及び 評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○					○
残土					○							
温室効果ガ ス等	雨水及び処理水											
	温室効果ガス		○	○	○	○				○	○	
一般環境中の放射性 物質について調査、 予測及び評価される べき項目	放射線の量	放射線の量	△*7	△*7	△*7	△*7						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：都市的地域の場合

*2：自然的地域の場合

*3：列車が高速でトンネルに進入する場合（反対側のトンネル口への影響）又は高架式の場合

*4：著しい交通量の増加が想定される場合

*5：盛土式の場合

*6：掘割式の場合

*7：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-4 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（飛行場）

事業の種類		飛行場									
影響要因の区分		工事			存在・供用						
調査・予測・評価の項目		環境影響要因の例	建設機械の稼働	資材運搬等の車の走行	造成等の工事	飛行場の存在		航空機の運航		飛行場施設の供用 (周辺交通量の増加を含む。)	
			(飛行場の場合のみ)			飛行場	ヘリポート	飛行場	ヘリポート	飛行場	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○		○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物									
		浮遊粒子状物質									
		微小粒子状物質									
		炭化水素						○		○	
		粉じん	○	○	○						
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○	○	○	
		低周波音									
	振動	振動	○	○						○	
		臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質									
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量								○
			浮遊物質			○					
			窒素及び燐								
			水温								
			水素イオン濃度								
			溶存酸素量								
			その他の生活環境項目 健康項目等								
		底質	強熱減量								
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
			底質に係る有害物質等								
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目									
	水象	河川等の流量、流速及び水位				○					
		地下水の水位及び水脈									
		温泉及び鉱泉									
		堤防、水門、ダム等の施設									
	土壌	土壌に係る有害項目									
地盤	地盤沈下										
地象	土地の安定性										
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○						
	表土の状況及び生産性				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○		△*2	△*2		
		保全すべき種			○	○					
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○					
		種の量				△*1					
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○		△*2	△*2			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○					
		眺望景観				○					
		自然とのふれあいの場		○		○		○	○		
	史跡・文化財	指定文化財等				○					
		埋蔵文化財				○					
	日照障害	日影の状況									
	電波障害	電波受信状況					○				
	風害	局所的な風の発生状況									
	光害	人工光又は工作物による反射光									
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○				○	
残土					○						
雨水及び処理水									○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○			○	○	○		
	オゾン層破壊物質										
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*3	△*3	△*3						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：都市的地域の場合

*2：自然的地域の場

*3：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-5 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場）

事業の種類		工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場									
影響要因の区分		工事			存在・供用						
環境影響要因の別		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事（工場（施行面積20ha以上）及び最終処分場）	造成地・施設の有無	施設の稼働					自動車等の走行
調査・予測・評価の項目					工場	ごみ処理施設	し尿処理施設	産業廃棄物中間処理施設	下水道終末処理場	廃棄物最終処分場	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	○	○		○
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					○	○	○		
		浮遊粒子状物質					○	○	○		○
		微小粒子状物質					○	○	○		○
		炭化水素					○				○
		粉じん	○	○	○						○
		水銀等（水銀及びその化合物）					△*4	○	○	○	○
		その他の大気質に係る有害物質等					○	○	○	○	○
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	○	○	○	○
		低周波音					○	○	○	○	○
	振動	振動	○	○			○	○	○	○	○
		臭気指数又は臭気の濃度					○	○	○	○	○
	悪臭	特定悪臭物質					○	○	○	○	○
		水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	△*6	○	△*6
	浮遊物質				○			△*6	○	△*6	○
	窒素及び燐						○	△*6	○	△*6	○
	公共用水域の水質										
	水温										
	水素イオン濃度				△*3			△*6	○	△*6	○
	溶解酸素量							△*6	○	△*6	○
	その他の生活環境項目							△*6	○	△*6	○
	健康項目等						○	△*6	○	△*6	○
	底質		強熱減量								
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
		底質に係る有害物質等					○	○	○	○	
	水象	地下水の水質					○		○		○
		地下水の水質に係る有害項目									
		河川等の流量、流速及び水位				○				○	
		地下水の水位及び水脈			○						○
	土壌	温床及び鉱泉									
堤防、水門、ダム等の施設									○		
地盤	土壌に係る有害項目					○	○	○		○	
	地盤沈下										
地象	土地の安定性			○	○						
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）			○	○	△*2				○	
	表土の状況及び生産性				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○	○	△*2				○	
		保全すべき種			○	○	△*2			○	
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○	△*2				
		緑の量				△*1	△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	△*2				○		
人と自然との豊かなふれあいの場確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○	○	△*2		○	
		眺望景観				○	○			○	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○	○	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2
		史跡・文化財				○	△*2				
	日照障害	埋蔵文化財				○	△*2				
		日照の状況				○	○				
	電波障害	電波受信状況				○	○				
		局所的な風の発生状況				○	○				
	公害	人工光又は工作物による反射光									
		廃棄物			○	○	○	○	○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	残土			○						
		雨水及び処理水				○					
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○		○	○	○		
	オゾン層破壊物質				△*4	△*5		△*5			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	放射線の量	放射線の量						△*7	

○：標準的に測定する項目 △：事業特性、地域特性により測定する項目
 *1：都市的・地域の場合
 *2：立地条件による
 *3：沢部の廃棄物最終処分場の場合
 *4：業種による
 *5：フロン等を含む廃棄物を処理する場合
 *6：公共用水域に排水する場合
 *7：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-5-2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（太陽光発電施設）

事業の種類		太陽光発電施設								
影響要因の区分		工事			存在・供用		供用終了後の影響			
環境影響要因の例		建設機械等の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地・施設の存在	施設の稼働	農業の使用	太陽光パネル等の撤去・廃棄	太陽光パネル等の撤去・廃棄後の緑化	
調査・予測・評価の項目										
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○					○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子状物質								
		微小粒子状物質								
		炭化水素								
		粉じん	○	○	○				○	
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○		○	
		低周波音					○			
	振動	振動	○	○					○	
		臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量							
			浮遊物質			○				○
			窒素及びリン							
			水温							
			水素イオン濃度							
			溶存酸素量							
		底質	その他の生活環境項目 健康項目等						○	
			強熱減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
			底質に係る有害物質等							
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								
	水象	河川等の流量、流速及び水位								
		地下水の水位及び水脈			○					
		温泉及び鉱泉								
		堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌	土壌に係る有害項目					○			
	地盤	地盤沈下								
地象	土地の安定性			○	○	○				
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）			○	△*2	○				
	表土の状況及び生産性					○				
動物	保全すべき種		○		○		○	○		
	保全すべき種			○	○		○	○		
	植生及び保全すべき群落			○	○		○	○		
	緑の量				△*1					
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○		○	○		
	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観				○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場		○		△*2	△*2		△*2		
	史跡・文化財				△*2					
	埋蔵文化財				△*2					
	日照阻害				○					
	電波障害				○					
	風害									
	風害	局所的な風の発生状況								
	光害	人工光又は工作物による反射光				○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等			○				○		
	残土			○				○		
	雨水及び処理水				○			○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○				○		
	オゾン層破壊物質									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	△*3	△*3	△*3						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：都市的地域の場合

*2：立地条件による

*3：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-6 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（高層建築物）

事業の種類		高層建築物						
影響要因の区分		工事			存在・供用			
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の稼働及び人の利用	自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質					○	
		微小粒子状物質					○	
		炭化水素					○	
		粉じん	○	○	○			
		水銀等（水銀及びその化合物）						
		その他の大気質に係る有害物質等						
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	
		低周波音						
	振動	○	○				○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○		
			浮遊物質					
			窒素及び燐					
			水温					
			水素イオン濃度					
			溶存酸素量					
		その他の生活環境項目						
		健康項目等						
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
	底質に係る有害物質等							
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
	水象	河川等の流量、流速及び水位						
		地下水の水位及び水脈			○	○		
		温泉及び鉱泉						
堤防、水門、ダム等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下							
地象	土地の安定性							
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）							
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種				△*1		
	植物	保全すべき種				△*1		
		植生及び保全すべき群落				△*1		
	緑の量				○			
生態系	地域を特徴づける生態系				△*1			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				△*1		
		眺望景観				○		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場				△*1		
	史跡・文化財	指定文化財等				△*1		
		埋蔵文化財				△*1		
	日照障害	日影の状況				○		
	電波障害	電波受信状況				○		
	風害	局所的な風の発生状況				○		
光害	人工光又は工作物による反射光				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○	○		
		残土			○			
		雨水及び処理水				○		
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○	○	
オゾン層破壊物質								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*2	△*2	△*2			

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：立地条件による

*2：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-7 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（住宅団地・区画整理）

事業の種類		住宅団地・区画整理								
影響要因の区分		工事			存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	居住施設の供用	業務用施設の供用	自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目										
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○					○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物								
		浮遊粒子状物質								
		微小粒子状物質								
		炭化水素								
		粉じん	○	○	○					
		水銀等（水銀及びその化合物）								
	その他の大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○					△*3	○
		低周波音								
	振動	振動	○	○						○
		臭気指数又は臭気の濃度								
	悪臭	特定悪臭物質								
		公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○	○
	浮遊物質				○					
	窒素及び燐									
	水温									
	水素イオン濃度									
	溶存酸素量									
	その他の生活環境項目									
	底質	健康項目等								
		塩素減量								
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
	地下水の水質	底質に係る有害物質等								
		地下水の水質に係る有害項目								
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○			
		地下水の水位及び水脈					△*2			
		温泉及び鉱泉								
		堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下					△*2				
地象	土地の安定性			○		○				
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					○				
	表土の状況及び生産性					○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○			△*4	
		保全すべき種				○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○		○			
		緑の量					△*1			
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○			△*4		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○				
		眺望景観					○			
	自然とのふれあいの場		○		○	○			△*4	
	史跡・文化財	指定文化財等					○			
		埋蔵文化財					○			
	日照阻害	日影の状況								
	電波障害	電波受信状況								
	風害	局所的な風の発生状況								
	光害	人工光又は工作物による反射光								
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○	
残土					○					
雨水及び処理水							○	○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○			○	○		
	オゾン層破壊物質									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	△*5	△*5	△*5						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

- *1：都市的地域の場合
- *2：水田地帯に立地する場合
- *3：商業施設等、業務施設の内容による
- *4：騒音を生じる施設であって、自然的地域の場合
- *5：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-8 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（工業団地・流通業務施設）

事業の種類		工業団地・流通業務施設									
影響要因の区分		工事			存在・供用						
調査・予測・評価の項目		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在		自動車交通の発生			
						工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○		○	○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物					○				
		浮遊粒子状物質					○		○	○	
		微小粒子状物質					○		○	○	
		炭化水素							○	○	
		粉じん	○	○	○						
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等					△*5				
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○		○	○	
		低周波音					○				
		振動	○	○			○		○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					○				
		特定悪臭物質									
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	△*4		
			浮遊物質			○					
			窒素及びリン					○			
			水温								
			水素イオン濃度								
			溶存酸素量								
		底質	その他の生活環境項目					○			
			健康項目等								
			強熱減量								
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					○				
		健康項目等									
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○				
		地下水の水位及び水脈				△*3					
		湧泉及び鉱泉									
		堤防、水門、ダム等の施設									
土壌	土壌に係る有害項目					○					
地盤	地盤沈下				△*3						
地象	土地の安定性			○	○						
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○						
	表土の状況及び生産性				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○					
		保全すべき種			○	○					
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○					
緑の量					△*1						
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○						
	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○	○					
	眺望景観					○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○			○	○	△*2	△*2		
		指定文化財等				○					
	埋蔵文化財	埋蔵文化財				○					
		日照障害	日影の状況				○				
	電波障害	電波受信状況					○				
	風害	局所的な風の発生状況									
	光害	人工光又は工作物による反射光									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物		○			○	○			
		残土		○							
	温室効果ガス等	雨水及び処理水					○	○			
		温室効果ガス	○	○	○		○	○			
オゾン層破壊物質					△*5						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	△*6	△*6	△*6							

- ：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目
- *1：都市的地域の場合
 - *2：立地条件による
 - *3：水田地帯に立地する場合
 - *4：卸売市場等で相当程度の洗浄水等を使用する場合
 - *5：業種による
 - *6：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-9 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（研究所・学校）

事業の種類		研究所・学校							
影響要因の区分		工事			存在・供用				
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	構造物の存在	学校・研究施設の稼働	自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目									
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質							
		微小粒子状物質							
		炭化水素							
		粉じん	○	○	○				
		水銀等（水銀及びその化合物）						△*3	
		その他の大気質に係る有害物質等						△*3	
	騒音・低周波音	騒音	○	○				△*3	○
		低周波音							
	振動	振動	○	○				△*3	○
		振動							
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						△*3	
		特定悪臭物質						△*3	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	
			浮遊物質			○			
			窒素及び燐						
			水温						
			水素イオン濃度						
			溶存酸素量						
			その他の生活環境項目						
		健康項目等						△*3	
		底質	強熱減量						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
	底質に係る有害物質等							△*3	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						△*3	
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○		
		地下水の水位及び水脈					△*2		
		温泉及び鉱泉							
		堤防、水門、ダム等の施設							
土壌	土壌に係る有害項目						△*3		
地盤	地盤沈下					△*2			
	土地の安定性			○	○				
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					○			
地象	表土の状況及び生産性					○			
	表土の状況及び生産性					○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○			○			
	植物	保全すべき種			○	○			
		植生及び保全すべき群落			○	○			
		緑の量					△*1		
生態系	地域を特徴づける生態系	○			○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○			
		眺望景観				○			
		眺望景観					○		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	○			○			
	史跡・文化財	指定文化財等					○		
		埋蔵文化財					○		
	日照障害	日影の状況							
	電波障害	電波受信状況							
	風害	局所的な風の発生状況							
	光害	人工光又は工作物による反射光							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○		
		残土			○				
	温室効果ガス等	雨水及び処理水						○	
		温室効果ガス	○	○	○			○	
オゾン層破壊物質									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	△*4	△*4	△*4					

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

- *1：都市的地域の場合
- *2：水田地帯に立地する場合
- *3：研究施設等の内容による
- *4：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-10 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園）

事業の種類		スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園											
影響要因の区分		環境影響要因の例				存在・供用		存在・供用		存在・供用			
調査・予測・評価の項目		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	構造物の存在 スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	農業の使用	自動車交通の発生 スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○							○	○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物											
		浮遊粒子状物質											
		微小粒子状物質											
		炭化水素											
		粉じん	○	○	○								
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等											
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○			○	○
		低周波音											
	振動	振動	○	○								○	○
		臭気指数又は臭気の濃度 特定悪臭物質											
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○				
			浮遊物質			○							
			窒素及びリン										
			水温										
			水素イオン濃度										
		底質	溶解酸素量										
			その他の生活環境項目										
			健康項目等									○	
			強熱減量										
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
	地下水の水質	底質に係る有害物質等											
		地下水の水質に係る有害項目									○		
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○						
		地下水の水位及び水脈											
		温泉及び鉱泉											
	土壌	堤防、水門、ダム等の施設											
		土壌に係る有害項目											
	地盤	地盤沈下											
		土地の安定性			○	○							
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					○							
	表土の状況及び生産性					○							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○				○	○		
		保全すべき種			○	○		△*2		○	○		
	植物	殖生及び保全すべき群落			○	○		△*2		○			
		緑の量					△*1						
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○		○		○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○							
		眺望景観					○						
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○			○				
		指定文化財等				○							
	史跡・文化財	埋蔵文化財				○							
		日照障害	日影の状況										
		電波障害	電波受信状況										
		風害	局所的な風の発生状況										
光害	人工光又は工作物による反射光												
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○			○	○				
		残土			○								
	雨水及び処理水							○					
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○				○		○	○		
	オゾン層破壊物質												
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△*3	△*3	△*3								

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：都市的地域の場合

*2：自然的地域の地域の場合

*3：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-1-1 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（浄水施設、変電所）

事業の種類		浄水施設、変電所								
影響要因の区分		工事			存在・供用					
環境影響要因の例		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	構造物の存在		施設の稼働		
調査・予測・評価の項目						浄水施設	変電所	浄水施設	変電所	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○						
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子状物質								
		微小粒子状物質								
		炭化水素								
		粉じん	○	○	○					
		水銀等（水銀及びその化合物）								
	その他の大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○	○
		低周波音								
	振動	振動	○	○					○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
		特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量							
			浮遊物質			○				
			窒素及び燐							
			水温							
			水素イオン濃度							
			溶存酸素量							
		底質	その他の生活環境項目							
			健康項目等							
			塩素削減							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	地下水の水質	底質に係る有害物質等								
		地下水の水質に係る有害項目								
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○			
		地下水の水位及び水脈								
		温泉及び鉱泉								
		堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下									
地象	土地の安定性			○	○					
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○					
	表土の状況及び生産性				○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○				
		保全すべき種			○	○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○				
		緑の量				△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○				
		眺望景観				○				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○				
		史跡・文化財				○				
	日照阻害	指定文化財等				○				
		理蔵文化財				○				
	電波障害	目影の状況								
		電波受信状況						○		
		風害	局所的な風の発生状況							
		光害	人工光又は工作物による反射光							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○			○		
		残土			○					
	温室効果ガス等	雨水及び処理水								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	温室効果ガス	○	○	○			○	○	
		オゾン層破壊物質								
放射線の量	放射線の量	△*2	△*2	△*2						

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：都市的地域の場合

*2：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表3-12 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（土石の採取）

事業の種類		土石の採取						
影響要因の区分		存在・供用						
環境影響要因の例		土石等の採取場の存在	工作物・機械類の存在	土石の採取行為（重機等の稼働を含む。）	土石の運搬車両の走行	採取跡地の存在		
調査・予測・評価の項目								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物				○		
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質						
		微小粒子状物質						
		炭化水素				○	○	
		粉じん				○		
		水銀等（水銀及びその化合物）						
	その他の大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音				○	○	
		低周波音						
	振動	振動				○	○	
		臭気指数又は臭気の濃度						
	悪臭	特定悪臭物質						
		公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					
	浮遊物質				○			
	窒素及び燐							
	水温							
	水素イオン濃度							
	溶存酸素量							
	その他の生活環境項目							
	健康項目等				○			
	底質		強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
		底質に係る有害物質等						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
		水象	河川等の流量、流速及び水位					
	地下水の水位及び水脈							
	温泉及び鉱泉							
	堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌	土壌に係る有害項目				○		
地盤	地盤沈下							
	土地の安定性		○		○			
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）		○					
地表	表土の状況及び生産性							
	動物	保全すべき種		○		○	○	
保全すべき種		○			○			
植生及び保全すべき群落		○		○	○			
生態系	緑の量							
	地域を特徴づける生態系		○		○	○		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）		○				
		眺望景観		○	○		○	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○	○	
		指定文化財等		○				
	史跡・文化財	埋蔵文化財		○				
		日照障害						
	日影の状況							
	電波障害							
	電波受信状況							
	風害							
局所的な風の発生状況								
光害								
人工光又は工作物による反射光								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物				○		
		残土						
	雨水及び処理水							
温室効果ガス等	温室効果ガス				○	○		
	オゾン層破壊物質							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量			△*1	△*1		

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目

*1：放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合

別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

根拠となる法律又は条例	指定地域等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区 鳥獣保護区
自然公園法	国立公園
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
都市計画法	風致地区
都市緑地法	特別緑地保全地区 緑地保全地域
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地特別保全地区 近郊緑地保全区域
文化財保護法	指定文化財等の所在場所
森林法	保安林
埼玉県立自然公園条例	埼玉県立自然公園
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
砂防法	砂防指定地
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区

別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項

区分	配慮事項
<p>環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。 2 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。 3 環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。 4 水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。 5 水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。 6 現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。 7 重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。 8 災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。
<p>生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。 2 原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。 3 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。
<p>人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。 2 里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。 3 すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。 4 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場

	<p>への影響の回避又は低減に努めること。</p> <p>5 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。</p>
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	<p>1 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。</p> <p>2 温室効果ガス等の排出抑制に努めること。</p> <p>3 温室効果ガスの吸収源整備に努めること。</p>
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	<p>1 放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は低減に努めること。</p>

別表6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項

区分	基本事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基準の確保に努めること。 2 現状の状況からの変化をできる限り抑えること。 3 有害物質の発生抑制及び排出抑制に努めること。 4 河川の流量、湖沼の水位等水象の変化を抑えること。 5 地下水の分断を回避し、地下水の水位低下を抑えること。 6 軟弱地盤地域においては、地盤沈下の発生を避けること。 7 地形の改変量を抑えること。 8 土地の安定性を確保し、土砂流出の危険性を抑えること。 9 表土の生産性の維持に努めること。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 保全すべき種の保全に努めること。 2 保全すべき種の個体数の維持に努めること。 3 保全すべき群落分布地の保全に努めること。 4 保全すべき種の生息・生育地域の分割を避け、広く、連続した形態の地域として残すこと。 5 保全すべき種の営巣地、主要採餌場所、移動経路等重要な利用域を残すこと。 6 保全すべき種の生息・生育環境に係わる大気・水・土壌環境等の変化を抑えること。 7 生態系の食物連鎖の関係を維持するため、上位種の生息に必要な餌量が持続的に生産されるシステムを保全すること。 8 現状の種構成を維持するため、地域の生態系の特徴を現す典型種の生息・生育環境を保全すること。 9 特殊な環境に依存している種・群落が生息・生育している場合は、その生息・生育環境を保全すること。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 目立ちやすい場所の土地の改変及び工作物等の設置を避けること。 2 主要な眺望地点からの眺望障害を避けること。 3 周辺景観の形態的特性・スケール感を乱さないこと。 4 周辺環境に調和した色彩・デザインとすること。 5 利用度の高い自然とのふれあいの場の保全に努めること。 6 自然とのふれあいの場の利用環境の変化を抑えること。 7 自然とのふれあいの場への交通手段の障害を避けること。 8 文化財あるいはこれに準ずるものの改変を避けること。 9 文化財あるいはこれに準ずるものの雰囲気の変化を避けること。 10 文化財あるいはこれに準ずるものの利用環境の変化を

	<p>避けること。</p> <p>1 1 日照の状況、電波の状況の変化を抑えること。</p> <p>1 2 強風の発生を抑えること。</p>
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき事項	<p>1 廃棄物・残土等の排出を抑えること。</p> <p>2 水・エネルギーの使用量を抑えること。</p> <p>3 温室効果ガスの発生抑制に努めること。</p> <p>4 温室効果ガスの吸収源整備に努めること。</p> <p>5 樹木の伐採量を少なくすること。</p> <p>6 オゾン層破壊物質の排出を抑えること。</p> <p>7 熱帯材その他の外国産材の使用を抑えること。</p>
一般環境中の放射性物質について留意されるべき事項	<p>1 放射性物質を含む粉じんの発生を抑えること。</p> <p>2 放射性物質を含む表土の降雨による水の濁りの発生を抑えること。</p> <p>3 放射性物質を含む廃棄物や建設発生土の発生を抑えること。</p> <p>4 放射性物質の拡散・流出の防止に努めること。</p>

第2 各論

1 大気質

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 二酸化窒素又は窒素酸化物
- イ 二酸化硫黄又は硫黄酸化物
- ウ 浮遊粒子状物質
- エ 微小粒子状物質
- オ 炭化水素
- カ 粉じん
- キ 水銀等（水銀及びその化合物）
- ク その他の大気質に係る有害物質等

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 大気質の状況

二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素、水銀等又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の状況

(イ) 気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
- b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による大気質の測定方法及び気象の観測方法は、次に掲げる方法による。

(ア) 大気質の測定方法

次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくは J I S に定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法

a 二酸化窒素

「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める測定方法

b 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質

大気の大気質の汚染に係る環境基準及び微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）に定める測定方法

- c 炭化水素
 - 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法
- d 窒素酸化物、硫黄酸化物及びその他の大気質に係る有害物質等
 - 大気汚染に係る環境基準、ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法
- e 水銀等
 - 「排ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）」に定める測定方法
- (イ) 気象の観測方法
 - 地上気象観測指針（気象庁）その他の気象庁の指針等に定める観測方法
- ウ 調査地域・地点
 - (ア) 調査地域
 - 大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 調査地点
 - 大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度
 - 大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
 - ア 予測内容
 - 二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素、粉じん、水銀等又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化又は飛散・降下の程度
 - イ 予測方法
 - 予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。
 - (ア) 大気拡散式
 - (イ) 模型実験
 - (ウ) 野外拡散実験
 - (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定
 - ウ 予測条件
 - (ア) 事業特性に係る条件
 - a 固定発生源
 - 排出ガス量、排出物質の濃度、排出口の位置、高さ等
 - b 移動発生源
 - 交通量、道路構造、走行特性等
 - (イ) 地域特性に係る条件
 - a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

- b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 将来の大気質の状況（対象事業等以外の要因による変化）
- エ 予測地域・地点
 - (ア) 予測地域
 - 大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 予測地点
 - 大気質への影響を的確に把握することができる地点
- オ 予測対象時期等
 - (ア) 工事
 - 大気質への影響が最大となる時期
 - (イ) 存在・供用
 - 事業活動等が定常状態となる時期
- (4) 評価
 - 次に示すそれぞれの観点から評価する方法
 - ア 大気質への影響が事業者等により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
 - イ 国、県又は市町村が大気質の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

2 騒音・低周波音

- (1) 対象とする調査・予測・評価の項目
 - ア 騒音
 - イ 低周波音
- (2) 調査
 - ア 調査内容
 - (ア) 騒音又は低周波音のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの状況
 - (イ) 道路交通の状況（道路の構造、交通量等）
 - (ウ) 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況
 - (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 既存の発生源の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況
 - イ 調査方法
 - 既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による騒音及び低周波音の測定方法は、次に掲げる方法による。

(ア) 騒音の測定方法

次に掲げる騒音の種類ごとに示す測定方法若しくは J I S に定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法

a 環境騒音

「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」
（以下「騒音に係る環境基準」という。）に定める測定方法

b 道路交通騒音

騒音に係る環境基準に定める測定方法

c 鉄道・軌道騒音

(a) 新幹線鉄道騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）」に定める測定方法

(b) 在来鉄道騒音・軌道騒音

i 新設又は大規模改良の在来鉄道

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成 7 年環大一第 174 号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法

ii 既設の在来鉄道

「在来鉄道騒音マニュアル（平成 27 年環境省水・大気環境局大気生活環境室）」に定める測定方法

d 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）」に定める測定方法

e 工場・事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）」に定める測定方法

f 建設作業騒音

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）」に定める測定方法

(イ) 低周波音の測定方法

J I S に定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

騒音又は低周波音による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

騒音又は低周波音の状況の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝ば理論式

(イ) 経験的回帰式

(ウ) 模型実験

(エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a 工事計画

b 道路構造、計画交通量等

c 音源又は低周波音源のパワーレベル（又は音圧レベル）、配置、稼働条件、周波数特性等

(イ) 地域特性に係る条件

音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 既存の発生源の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況

d 将来の騒音又は低周波音の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

騒音又は低周波音による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

騒音又は低周波音による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

騒音又は低周波音による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期及び当該時期の各時間帯

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 騒音又は低周波音による影響が事業者等により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が騒音又は低周波音の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

3 振動

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

振動

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 振動の状況

(イ) 道路交通の状況（道路の構造、交通量等）

(ウ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

a 既存の発生源の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による環境振動の測定方法は、J I Sに定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法とする。次に掲げる振動の測定方法は、振動の種類ごとにそれぞれ定める測定方法若しくはJ I Sに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法とする。

(ア) 道路交通振動

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）」に定める測定方法

(イ) 鉄道・軌道振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和51年環大特第32号環境庁長官勧告）」に定める測定方法

(ウ) 工場・事業場振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）」に定める測定方法

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

振動による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とする。

(3) 予測

ア 予測内容

振動の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝ば理論式

(イ) 経験的回帰式

(ウ) 現場実験

(エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a 工事計画

b 道路構造、計画交通量等

c 振動源の振動レベル、配置、稼働条件、周波数特性等

(イ) 地域特性に係る条件

振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 既存の発生源の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

c 将来の振動の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

振動による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

振動による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

振動による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期及び当該時期の各時間帯

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 振動による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が振動の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

4 悪臭

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア 臭気指数又は臭気の濃度

イ 特定悪臭物質

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 悪臭の状況

臭気指数若しくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況

(イ) 気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

a 既存の発生源の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による悪臭の測定方法は、次に掲げる測定方法若しくはJ I Sに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

(ア) 臭気指数又は臭気の濃度

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等（平成14年埼玉県告示第604号）」に定める測定方法

(イ) 特定悪臭物質

「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める測定方法

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

悪臭による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 臭気指数又は臭気の濃度の状況の変化の程度

(イ) 特定悪臭物質の濃度の状況の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 類似事例又は既存知見に基づく推定

(イ) 大気拡散式

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

排出ガス量、排出濃度等

(イ) 地域特性に係る条件

a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 既存の発生源の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

c 将来の悪臭の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

悪臭による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

悪臭による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

悪臭による影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 悪臭による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が悪臭の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

5 水質

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア 公共用水域の水質

(ア) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量

(イ) 浮遊物質

(ウ) 窒素及びリン

- (エ) 水素イオン濃度
- (オ) 溶存酸素量
- (カ) 水温
- (キ) その他の生活環境項目
- (ク) 健康項目等

イ 底質

- (ア) 強熱減量
- (イ) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
- (ウ) 底質に係る有害物質等

ウ 地下水の水質

地下水の水質に係る有害項目

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 次に掲げる項目のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況

a 公共用水域の水質

生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素及び燐、水素イオン濃度、溶存酸素量、水温、その他の生活環境項目又は健康項目等

b 底質

強熱減量、過マンガン酸カリウムによる酸素消費量又は底質に係る有害物質等

c 地下水の水質

地下水の水質に係る有害項目

(イ) 水象の状況

a 河川の流量、湖沼の貯水量、平均水深、平均滞留時間、流入水量等

b 地下水の分布、水位、流向等

c 河川等の形状、底質の堆積状況等

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

a 降水量

b 既存の発生源の状況

c 水利用及び水域利用の状況

d 水生生物等の生息・生育状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による水質等の測定方法は次に定める測定方法若しくは J I S に定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

(ア) 公共用水域の水質の測定方法

水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法

(イ) 底質の測定方法

「底質調査方法について（昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知）」その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法

(ウ) 地下水の水質の測定方法

地下水の水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

水質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

水質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

水質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 公共用水域の水質

生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素及びリン、水素イオン濃度、溶存酸素量、水温、その他の生活環境項目又は健康項目等のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度等の変化の程度又は排出する負荷量

(イ) 底質の状況

強熱減量、過マンガン酸カリウムによる酸素消費量又は底質に係る有害物質等のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化の程度及び拡散の程度

(ウ) 地下水の水質

地下水の水質に係る有害項目のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 拡散予測式

(イ) 混合式

(ウ) 模型実験

(エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

排水量、排出水の水質その他の稼働条件

(イ) 地域特性に係る条件

a 河川の流量、湖沼の貯水量、平均水深、平均滞留時間、流入水量等

- b 地下水の分布、水位、流向等
- c 河川形態、底質の堆積状況等
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生源の状況
 - b 降水量
 - c 水利用及び水域利用の状況
 - d 水生生物の生息・生育状況
 - e 将来の水質の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

水質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

水質への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

水質への影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

a 公共用水域の水質

事業活動等が定常状態となる時期

b 底質

底質への影響を的確に把握することができる時期

c 地下水の水質

地下水の水質への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 水質への影響が事業者等により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が水質の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

6 水象

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 河川等の流量、流速及び水位
- イ 地下水の水位及び水脈
- ウ 温泉及び鉱泉
- エ 堤防、水門、ダム等の施設

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項

- a 河川の位置、形状、流量、流速、水位、河床の状況、流下能力等
- b 湖沼の形状、水位、貯水量、流出入量等
- c 地下水の分布、水位、流向等
- d 湧水の位置及び湧水量
- e 温泉及び鉱泉の分布
- f 堤防、水門、ダム等の施設の分布
- (イ) 降水量等の状況
 - a 降水量
 - b 確率雨量、降雨強度等
- (ウ) 地形・地質及び植生の状況
 - a 地形の傾斜及び斜面形状
 - b 雨水等の流出及び浸透に影響を及ぼす表層地質及び植生の状況
 - c 地下水の水位、流向等に影響を及ぼす地層・地質の状況
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 水利用の状況
 - b 水域利用の状況
 - c 水生生物等の生息・生育環境の状況
 - d 洪水、土砂災害等の履歴
- イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。
- ウ 調査地域・地点
 - (ア) 調査地域

水象への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 調査地点

水象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度

水象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
 - ア 予測内容
 - (ア) 河川の流量及び流速又は湖沼の水位の变化の程度
 - (イ) 地下水の水位若しくは湧水量の变化の程度又は地下水脈の分断のおそれ
 - (ウ) 温泉又は鉱泉の变化の程度
 - (エ) 堤防、水門、ダム等の施設への影響の程度
 - イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

 - (ア) 対象事業等の計画と調査結果との重ね合わせによる推定
 - (イ) 数理モデルによる予測式
 - (ウ) 模型実験

(エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

洪水調整池の容量、土地改変計画、湛水計画等

(イ) 地域特性に係る条件

a 降水量、確率雨量、降雨強度等

b 地形の傾斜、斜面形状

c 雨水等の流出及び浸透に影響を及ぼす表層地質及び植生の状況等

d 地下水の水位、流向等に影響を及ぼす地層・地質の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 水利用の状況

b 水域利用の状況

c 水生生物等の生息・生育環境の状況

d 洪水、土砂災害等の履歴

e 将来の水象の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

水象への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

水象への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

水象への影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

水象への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 水象への影響が事業者等により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が水象の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

7 土壌

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

土壌に係る有害項目

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 土壌の状況

土壌に係る有害項目のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の状況

- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす水象の状況
 - b 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす気象の状況
 - c 対象事業等実施区域の土地利用の履歴
 - d 土地利用状況（特に土壤汚染物質の影響がある農作物等の生産状況）

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による土壤の測定方法は、土壤の汚染に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法若しくはJ I Sに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

土壤への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

土壤への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

土壤への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

土壤に係る有害項目のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化の程度

イ 予測方法

類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

発生源の状況（予測・評価項目に係る物質の排出量等）

(イ) 地域特性に係る条件

- a 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす水象の状況
- b 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす気象の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

- a 対象事業等実施区域の土地利用の履歴
- b 将来の土地利用の状況（特に農作物等の生産状況）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

土壤への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

土壤への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
 - 土壌への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
 - 土壌への影響を的確に把握することができる時期
- (4) 評価
 - 次に示すそれぞれの観点から評価する方法
 - ア 土壌への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
 - イ 国、県又は市町村が土壌の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

8 地盤

- (1) 対象とする調査・予測・評価の項目
 - 地盤沈下
- (2) 調査
 - ア 調査内容
 - (ア) 地盤沈下の範囲及び沈下量等の状況
 - (イ) 地形・地質の状況
 - 粘土層、シルト層などの収縮層及び軟弱地盤の分布状況等
 - (ウ) 地下水の状況
 - 地下水位とその変動状況、間げき圧等
 - (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 揚水量等の地下水利用状況
 - b 土地利用状況
 - イ 調査方法
 - 既存資料の収集又は現地調査により行う。
 - ウ 調査地域・地点
 - (ア) 調査地域
 - 地盤への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 調査地点
 - 地盤への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
 - エ 調査期間・頻度
 - 地盤への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
 - ア 予測内容
 - (ア) 地下水の水位の低下による地盤沈下の範囲及び程度
 - (イ) 軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度
 - イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 圧密沈下理論式
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 地下水揚水計画
 - b 掘削工事計画及び浸出地下水排除計画
 - c 埋立盛土計画
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 地下水の状況
 - b 軟弱地盤等の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 土地利用の状況
 - b 将来の地盤の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
地盤への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
地盤への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測時期

- (ア) 工事
地盤への影響が最大となる時期又は工事が完了した時期
- (イ) 存在・供用
地盤への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 地盤への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が地盤の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

9 地象

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 土地の安定性
- イ 地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）
- ウ 表土の状況及び生産性

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項

- a 地形分類、傾斜区分等地形の状況
- b 地質構造、岩層分布等地質の状況
- c 重要な地形・地質の位置、規模、特徴等
- d 表土の種類及び生産性
- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅の分布状況その他の土地利用状況
 - b 過去の土砂災害の履歴
 - c 過去の土地改変の履歴
- イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

重要な地形・地質の調査については、学術的な重要性及び地域住民との関わり観の観点に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて重要な地形・地質を抽出し、現地調査により行う。
- ウ 調査地域・地点
 - (ア) 調査地域

地象への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 調査地点

地象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度

地象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
 - ア 内容
 - (ア) 斜面の安定性の変化の程度並びに土石流、地すべり等の発生のおそれ及びその影響の程度
 - (イ) 地形・地質の改変の程度及び重要な地形・地質への影響の程度
 - (ウ) 表土の改変の程度及び生産性の変化の程度
 - イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

 - (ア) 対象事業等の計画と調査結果との重ね合わせによる推定
 - (イ) 円弧すべり計算等による解析
 - (ウ) 類似事例又は既存知見に基づく推定
 - ウ 予測条件
 - (ア) 事業特性に係る条件

土地改変計画、湛水計画等
 - (イ) 地域特性に係る条件
 - a 地形分類、傾斜区分等地形の状況
 - b 地質構造、岩層分布等地質の状況
 - c 重要な地形・地質の位置、規模、特徴等

- d 表土の種類及び生産性
- (ウ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅の分布状況その他の土地利用状況
 - b 過去の土砂災害の履歴
 - c 過去の土地改変の履歴
 - d 将来の地象の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
 - 地象への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

- (イ) 予測地点
 - 地象への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
 - 地象への影響が最大となる時期

- (イ) 存在・供用
 - 地象への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 地象への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が地象の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

10 動物

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

保全すべき種

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 動物相の状況
 - 生息種及び動物相の特徴

- (イ) 保全すべき種の状況

- a 保全すべき種の生息域（特に営巣地、繁殖地、採餌場所等に留意）及び個体数又は生息密度
- b 生息環境（水象、地形、植生等）

- (ウ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 広域的な動物相及び動物分布の状況
- b 過去の動物相の変遷
- c 地域住民その他の人との関わりの状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

保全すべき種の状況の調査については、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種その他の貴重種及び地域住民その他の人との関わりのある種に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種を抽出し、現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

動物への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とし、植生、地形、水系等を考慮して決定する。

(イ) 調査地点

動物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

動物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とし、保全すべき種の状況については、出現時期を考慮して適切な期間・頻度を設定する。

(3) 予測

ア 予測内容

予測・評価の項目として選定した保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 対象事業等の計画並びに水象、地象及び植物の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定

(イ) 種似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地改変計画、樹林伐採計画、土地利用計画（湛水計画等を含む。）、工事計画等

(イ) 地域特性に係る条件

- a 広域的な動物相及び動物分布の状況
- b 過去の動物相の変遷
- c 地域住民その他の人との関わり状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

将来の動物の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域

動物への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

動物への影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

動物への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 動物への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が動物の保護に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1 1 植物

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 保全すべき種
- イ 植生及び保全すべき群落
- ウ 緑の量

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項

- a 生育種及び植物相の特徴
- b 植生の状況
- c 植生の基盤となる土壌の状況
- d 保全すべき種及び保全すべき群落の状況（分布、個体数、組成等）
- e 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境（土壌、水象、微気象等）
- f 都市的地域にあっては緑被率又は緑視率等を指標とした緑の量

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 広域的な植物相及び植生の状況
- b 過去の植生の変遷
- c 地域住民その他の人との関わりの状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

保全すべき種及び保全すべき群落の状況等の調査については、環境省が作成したレッドリスト・埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種その他の貴重種並びに地域住民その他の人との関わりのある種及び群落に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種及び保全すべき群落を抽出し、現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

植物への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とし、地形、水系等を考慮して決定する。

(イ) 調査地点

植物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

植物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とし、保全すべき種及び保全すべき群落については、出現時期を考慮して適切な期間・頻度を設定する。

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度

(イ) 植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度

(ウ) 緑の量の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 対象事業等の計画並びに水象及び地象の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定

(イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地改変計画、樹林伐採計画、土地利用計画（湛水計画等を含む。）、工事計画等

(イ) 地域特性に係る条件

a 広域的な植物相及び植生の状況

b 過去の植物相及び植生の変遷

c 地域住民その他の人との関わりの状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

将来の植物の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域

植物への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

植物への影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

植物への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 植物への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が植物の保護等に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1 2 生態系

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

地域を特徴づける生態系

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定

a 地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位の区分

b 環境単位ごとの動物、植物の種の構成

c 環境単位相互の関係及び周辺環境との関係

(イ) 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出

着目種の抽出に当たっては、動物及び植物の調査結果等により概括的に把握される生態系の特徴に応じて、次の視点から複数の着目種を抽出する。

a 生態系の上位に位置する上位性の視点

b 当該生態系の特徴をよく現す典型性の視点

c 特殊な環境の指標となる特殊性の視点

(ウ) 着目種の生態

a 着目種の一般的な生態の把握

b 当該地域における個体又は個体群の生態の把握

行動圏の広い動物については行動圏及び利用密度の把握、行動圏の狭い動物及び植物については分布域及び分布密度等の把握に留意する。

(エ) 着目種と関係種との関係

a 着目種の生息・生育に関係する種（以下「関係種」という。）の個体数、生息・生育密度等

b 食物連鎖の関係、その他の関係

c その他の予測・評価に必要な事項

(オ) 着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況

地形・地質、土壌、水環境、微気象等

イ 調査方法

水象、地象、動物及び植物の調査結果を整理することを基本とし、必要に応じてその他の既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

動物及び植物の調査地域に準ずる。ただし、広域の生態系の把握が必要な場合には、適宜調査地域を広げる。

(イ) 調査地点

動物及び植物の調査地点に準ずる。なお、動物相及び植物相の調査においては、あらかじめ環境単位の区分を想定した調査地点の設定に努める。

エ 調査期間・頻度

生態系への影響の予測・評価に必要な内容を的確に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

着目種と関係種との関係への影響並びに着目種及び関係種の生息・生育環境への影響及びその程度

イ 予測方法

類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性

土地改変計画、樹林伐採計画、土地利用計画（湛水計画等を含む。）、工事計画等

(イ) 地域特性に係る条件

- a 着目種の生態の状況
- b 関係種の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

将来の生態系の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域

生態系への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

生態系への影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

生態系への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 生態系への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が生態系の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1 3 景観

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア 景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）

イ 眺望景観

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 景観資源の状況
 - 自然的景観資源及び歴史的景観資源の位置、種類、規模、特徴等
- (イ) 主要な眺望景観
 - 眺望の構成要素の状況（遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率）
- (ウ) 主要な眺望地点の状況
 - 不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 地域の景観特性
 - b 地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況
 - c 土地利用状況
- イ 調査方法
 - 既存資料の収集又は現地調査により行う。
 - 景観資源及び主要な眺望景観の抽出に当たっては、地域住民その他の人との関わりに留意し、必要に応じ専門家の助言を受ける。また、主要な眺望地点の抽出に当たっては、日常的な利用状況についても留意する。
- ウ 調査地域・地点
 - (ア) 調査地域
 - 景観への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 調査地点
 - 景観への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度
 - 景観への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
 - ア 予測内容
 - (ア) 景観資源
 - 自然的景観資源及び歴史的景観資源の消滅のおそれの有無又は改変の程度
 - (イ) 眺望景観
 - 眺望景観の変化の程度
 - イ 予測方法
 - 予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。
 - (ア) 対象事業等の計画並びに水象、地象及び植物の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定
 - (イ) コンピュータ・グラフィックス、ビデオ合成、フォトモンタージュ等視覚的に判断できる方法
 - (ウ) 可視地域からの推定
 - (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

- a 工作物等の規模、デザイン、色彩、配置等
- b 土地改変計画、樹林伐採計画、湛水計画等

(イ) 地域特性に係る条件

- a 主要な眺望地点の状況（位置、利用状況、眺望特性等）
- b 地域の景観特性
- c 地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況
- d 土地利用状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

将来の景観の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

景観への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

景観への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

景観への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 景観への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が景観の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1 4 自然とのふれあいの場

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

自然とのふれあいの場

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等
- (イ) 自然とのふれあいの場の利用状況
- (ウ) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 周辺の土地利用
 - b 周辺の交通網の状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

自然とのふれあいの場の抽出に当たっては、利用状況等の季節的な変動に留意する。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

自然とのふれあいの場への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

自然とのふれあいの場への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とし、季節による変動を考慮して適切な期間・頻度を設定する。

(3) 予測

ア 予測内容

自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 対象事業等の計画並びに水象及び地象の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定

(イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地改変計画、湛水計画等

(イ) 地域特性に係る条件

a 周辺の土地利用

b 周辺の交通網の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

将来の景観の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

自然とのふれあいの場への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

自然とのふれあいの場への影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

自然とのふれあいの場への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 自然とのふれあいの場への影響が事業者等により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が自然とのふれあいの場の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1.5 史跡・文化財

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 指定文化財等
- イ 埋蔵文化財

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項

- a 指定文化財等の分布の状況
- b 指定文化財等の特徴及び雰囲気構成している要素の状況
- c 人と指定文化財等との関わりの状況
- d 埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等
- e 埋蔵文化財の種類、価値等

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

土地利用

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

史跡・文化財への影響が及ぶおそれがあると認められる地域（未確認の埋蔵文化財が存在すると想定される地域を含む。）

(イ) 調査地点

史跡・文化財への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

史跡・文化財への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 指定文化財等

指定文化財等への影響の程度又は周辺環境及び利用環境の変化の程度

(イ) 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業等の計画並びに水象、地象及び景観の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
土地改変計画、湛水計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
土地利用
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
将来の史跡・文化財の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
史跡・文化財への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
史跡・文化財への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

史跡・文化財への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 史跡・文化財への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が史跡・文化財の保護に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1 6 日照障害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

日影の状況

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 日影の状況
冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況
 - b 住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日において、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

冬至日又は必要に応じて設定した冬至日以外の日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 日影図、日影時間図

(イ) 全天空図

(ウ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

工作物等の規模、配置等

(イ) 地域特性に係る条件

a 緯度・経度

b 日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

b 将来の日影の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

日照への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

日照への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 日照への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が日照阻害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1 7 電波障害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

電波受信状況

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 電波の発信状況（チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業等実施区域との距離等）

(イ) 電波の受信状況（電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比（D/U）、水平パターン、ハイトパターン等）

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

a 電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況

b 住宅等の分布状況

c 電波受信の方法

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 実用式によるコンピュータ・シミュレーション

(イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

工作物等の規模、配置等

(イ) 地域特性に係る条件

a 電波の発信状況

- b 電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況
 - (ウ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅等の分布状況
 - b 電波の受信形態
 - c 将来の電波受信の状況（対象事業等以外の要因による変化）
- エ 予測地域・地点
 - (ア) 予測地域
 - 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 予測地点
 - 電波受信への影響を的確に把握することができる地点
- オ 予測対象時期等
 - 電波受信への影響を的確に把握することができる時期
- (4) 評価
 - 次に示すそれぞれの観点から評価する方法
 - ア 電波受信への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
 - イ 国、県又は市町村が電波障害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

1 8 風害

- (1) 対象とする調査・予測・評価の項目
 - 局所的な風の発生状況
- (2) 調査
 - ア 調査内容
 - (ア) 風の状況
 - a 上空風の風向・風速の状況
 - b 地表付近の風の風向・風速の状況
 - c 強風の発生場所、発生頻度、風向・風速等の状況
 - d 風向・風速に影響を及ぼす大きな建築物等の状況
 - (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅、学校、病院等の分布状況
 - b その他の土地利用状況
 - イ 調査方法
 - 既存資料の収集又は現地調査により行う。なお、地表付近の風の状況の調査については、必要に応じ風洞実験を実施する。
 - ウ 調査地域・地点
 - (ア) 調査地域
 - 風害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
 - (イ) 調査地点

風害による影響を予測・評価するために必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

風害による影響を予測・評価するために必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

平均風向、平均風速、最大風速等の風の変化の程度及び変化する地域の範囲並びに必要なに応じて強風の出現頻度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。予測に当たっては、対象事業等に係る工作物等と周囲の工作物等との複合効果に留意して予測を行う。

(ア) 風洞実験

(イ) 流体数値シミュレーション

(ウ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地の形状の変更及び設置する工作物等の規模、配置等

(イ) 地域特性に係る条件

風向・風速に影響を及ぼす大きな建築物等の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 住宅、学校、病院等の分布状況その他の土地利用状況

b 将来の風の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

風害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

風害による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

風害による影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 風害による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が風害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

19 光害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

人工光又は工作物による反射光

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 地域における照明環境等の状況

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

a 光害を生じさせている地形、工作物等の状況

b 住宅、学校、病院等の分布状況

c その他の土地利用状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

光害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

光害による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

光害による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

光害の影響の程度及び影響する地域の範囲並びに必要な応じて光害の出現頻度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 環境保全措置を見込まない場合と環境保全措置を講じた場合を比較する手法

(イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

予測に当たっては、対象事業等に係る工作物等と周囲の工作物等との複合効果に留意して行う。

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地の形状の変更及び設置する工作物等の規模、配置等

(イ) 地域特性に係る条件

光害に影響を及ぼす大きな建築物等の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 住宅、学校、病院等の分布状況その他の土地利用状況

b 将来の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

光害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

光害による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

光害による影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 光害による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が光害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

20 廃棄物等

(1) 対象とする予測・評価の項目

ア 廃棄物

イ 残土

ウ 雨水及び処理水

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じて次の事項を調査する。

ア 地域における廃棄物処理施設等の整備状況

イ 地域における廃棄物減量の取組等

ウ 地域における水資源の確保の状況

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 廃棄物

a 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量

b 廃棄物の排出抑制の状況

(イ) 残土

残土の発生量及び処理の状況

(ウ) 雨水及び処理水

水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況

イ 予測方法

対象事業等の計画に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a 原材料又は燃料の使用計画、土地の掘削計画、樹木の伐採計画等

b 廃棄物処理計画（排出抑制計画を含む。）、残土処理計画、水利用計画等

(イ) 地域特性に係る条件

必要に応じ、次の状況を勘案する。

- a 地域における廃棄物処理施設等の整備状況
- b 地域における廃棄物減量の取組等
- c 地域における水資源の確保の状況

エ 予測地域

対象事業等実施区域

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

工事期間

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 廃棄物等の排出抑制が事業者等により実行可能な範囲内で行われているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が廃棄物等の対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が行われているかどうかを明らかにする。

2.1 温室効果ガス等

(1) 対象とする予測・評価の項目

ア 温室効果ガス

イ オゾン層破壊物質

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じ次の事項を調査する。また、事業特性に応じ、工事中において除去する既存工作物中の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の法令に基づく回収状況を調査する。

ア 地域における温室効果ガス排出抑制の取組状況

イ 地域におけるオゾン層破壊物質対策の取組状況

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 温室効果ガス

a 温室効果ガスの種類ごとの排出量

b 温室効果ガスの排出量削減の状況

c 温室効果ガス吸収源整備による吸収量

(イ) オゾン層破壊物質

オゾン層破壊物質の排出量及びその回収等の状況

イ 予測方法

対象事業等の計画に基づく推定

温室効果ガスの排出量の予測に当たっては、可能な限り、ライフサイクルアセスメント的視点に立ち、使用する原材料、燃料又は電力の生産等に伴って発生する温室効果ガスの排出量を考慮する。

また、吸収量の予測に当たっては、新たに行う植林による二酸化炭素吸収量の増加分及び森林伐採による二酸化炭素吸収量の減少分を明らかにする。

ウ 予測条件

事業特性に係る条件（原材料使用計画、燃料、電力使用計画、植林計画、伐採計画等）

エ 予測対象時期等

(ア) 工事

工事期間

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 温室効果ガス等の排出抑制、事業地内外での吸収源整備等が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が温室効果ガス等の対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

2.2 放射線の量

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

放射線の量

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 放射線の量の状況（空間線量率等によって把握されるもの）

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

a 気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

c 水象、水質その他の水に係る環境の状況

d 水域利用の状況

e 対象事業等実施区域の土地改変の履歴

f 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

事業を実施することにより、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

(イ) 調査地点

放射線による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

放射線による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

放射線の量の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 保全対象における放射線量が上昇しないか定性的に予測する手法

(イ) 環境保全措置を見込まない場合と環境保全措置を講じた場合を比較する手法

(ウ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

土地改変計画、工事計画、埋立計画等

(イ) 地域特性に係る条件

a 放射性物質の拡散に影響を及ぼす気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

c 水象、水質その他の水に係る環境の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 水域利用の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

c 将来の放射線の量の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

放射線による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

放射線による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

放射線による影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示す観点から評価する方法

- ア 放射線量の上昇が、事業者等により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。